

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。